

日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方が加入します

みんなの国民年金

国民年金の加入・変更の届け出をお忘れなく

加入者の種類(下記のほか、任意加入できる方もいます)

- **第1号被保険者**【保険料は自分で納付】…自営業などの方と配偶者、学生・アルバイトなどで20歳以上60歳未満の方
- **第2号被保険者**【保険料は給料から天引き】…会社員・公務員(厚生年金の加入者)などで原則として70歳未満の方(65歳以上の加入者は老齢年金などの受給資格のある方を除く)
- **第3号被保険者**【保険料は配偶者が加入する年金制度が負担】…第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方

現在の状況	届け出理由	届け出先	届け出後の種別
自営業・学生・無職などの方	20歳になった	区医療保険年金課・特別出張所	第1号被保険者
第2号被保険者の被扶養配偶者	20歳になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
第1号被保険者	就職した	勤務先	第2号被保険者
	第2号被保険者である配偶者の扶養になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
第2号被保険者	退職した	区医療保険年金課・特別出張所	第1号被保険者
	第2号被保険者である配偶者の扶養になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
第3号被保険者	就職した	勤務先	第2号被保険者
	配偶者が退職した・配偶者が65歳になった・扶養ではなくなった	区医療保険年金課・特別出張所	第1号被保険者
	配偶者が転職した(配偶者は第2号被保険者を継続)	配偶者の新しい勤務先	第3号被保険者

国民年金の3つの給付

充実した老後のために
老齢基礎年金

保険料の納付期間・納付の免除期間等の合計(受給資格期間)が原則として10年以上の方が、65歳になったときから受け取れます。

病気やけがで障害が残ったら
障害基礎年金

病気やけがで、日常生活に著しく支障のある障害の状態になったときに一定の要件を満たせば受け取れます。

もしものとき残された家族のために
遺族基礎年金

国民年金に加入中の配偶者が亡くなったとき、18歳(障害のある場合は20歳)未満のお子さんのいる妻または夫、両方ともいないときは子どもが一定の要件を満たせば受け取れます。

※受給要件等詳しくは、お問い合わせください。

保険料の支払いが難しいときは

保険料の納付が免除・猶予される制度があります。区医療保険年金課年金係にご相談ください。

保険料の免除等は、原則として毎年度申請が必要です。免除等の期間は、国民年金の受給資格に必要な期間に算入されます。

- **免除(全額免除・一部納付等)申請**
▶本人だけでなく、配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が全額または一部免除になります。
▶退職(失業)した方は、特例免除制度を利用できます(配偶者・世帯主の所得が一定額以上の場合には利用できません)。
- **納付猶予申請**
50歳未満の方で世帯主の所得にかかわらず本人・配偶者の前年所得が一

定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。納付猶予の期間は老齢基礎年金の受給額には反映されません。

- **学生納付特例申請**
対象校の学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。学生納付特例の期間は老齢基礎年金の受給額には反映されません。
- **産前産後期間の免除制度**
平成31年2月1日以降に妊娠85日以後で出産または出産予定の第1号被保険者が対象です。出産(予定)日の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は出産(予定)日の3か月前から6か月間)が免除の対象です。産前産後免除期間として認められた期間は老齢基礎年金の受給額に反映されます。

保険料の支払いはご自分に合った方法で

納付書・口座振替・クレジットカードでの納付や、インターネットを利用した電子納付があります。詳しくは、新宿年金事務所へお問い合わせください。日本年金機構ホームページでもご案内しています。

年金生活者支援給付金～対象者には必要書類をお送りします

所得等が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために10月から始まる制度です。

老齢・障害・遺族基礎年金を受給している方で対象となる方には、9月以降、日本年金機構から給付金の受け取りに必要な書類が届きます。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】給付金専用ダイヤル ☎0570(05)4092(050で始まる電話からは ☎03(5539)2216)へ。同給付金特設サイト(<https://www.mhlw.go.jp/nenkinkyuufukin/index.html>)でもご案内しています(右図)。



国民年金に関する問合せ

- ◆ **国民年金の資格の取得・喪失、保険料の免除**…区医療保険年金課年金係(本庁舎4階) ☎(5273)4532
- ◆ **国民年金の給付の相談・申請**…区医療保険年金課年金係(本庁舎4階) ☎(5273)4338、新宿年金事務所(大久保2-12-1) ☎(5285)8611
- ◆ **国民年金の納付・厚生年金の申請**…新宿年金事務所 ☎(5285)8611
- ◆ **ねんきんダイヤル**(一般の年金相談)…☎0570(05)1165(050から始まる電話からは ☎03(6700)1165)
- ◆ **ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号**…☎0570(058)555(050から始まる電話からは ☎03(6700)1144)
- ◆ **日本年金機構ホームページ**…<http://www.nenkin.go.jp/>

(仮称)新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の制定に向けて

パブリック・コメント制度(意見公募)でご意見を募集します

区では、誰もが移動しやすく、利用しやすく、分かりやすいユニバーサルデザインまちづくりを進めるため、建築等の計画の早い段階からの事前協議制度や工事完了報告制度の創設等により、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた施設整備をこれまで以上に推進する新たな取り組みとして、「(仮称)新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」の制定を進めています。

条例(案)の骨子は、都市計画課・区政情報課(本庁舎3階)・区政情報センター(本庁舎1階)・特別出張所・区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。【ご意見の提出先・問合せ】都市計画課都市計画係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎8階) ☎(5273)3527・☎(3209)9227へ。

● **条例(案)の骨子にご意見を**
ご意見には住所・氏名のほか、区内在勤・在学の方は勤務先・学校の名称・所在地を記入し、10月15日(火)までに郵送(必着)・ファックスまたは直接、都市計画課へお持ちください。氏名等の個人情報は公表しません。新宿区ホームページからもご意見を受け付けます。

● **条例(案)の骨子の説明会を開催**
いずれも10月に実施します。当日直接、会場へおいでください。手話通訳等の配慮が必要な方は事前にお問い合わせください。
▶7日(月)午後7時から…牛込算叢地域センター(算叢町15)、▶11日(金)午後3時から…人材育成センター研修室(西新宿7-5-8、新宿都税事務所2階)、▶11日(金)午後7時から…戸塚地域センター(高田馬場2-18-1)



令和元年 第3回区議会定例会

期日	開会時間	会議・委員会の名称
9月19日(木)	午前10時	本会議(代表質問等)
9月20日(金)	午前10時	本会議(代表質問・一般質問、議案の提案説明等)
9月24日(火)～10月4日(金) (土・日・曜日を除く)	午前10時	決算特別委員会(平成30年度各会計決算審査)
10月8日(火)・9日(水)	午前10時	常任委員会(総務区民、福祉健康、環境建設、文教子ども家庭)
10月10日(木)	午前10時	特別委員会(防災等安全対策、自治・議会・行財政改革等)
10月11日(金)	午前10時	特別委員会(オリンピック・パラリンピック・文化観光等)
10月16日(水)	午後2時	本会議(議案の採決、意見書・決議の採決等)

◎本会議・委員会は傍聴できます。手話通訳者または要約筆記者も配置できます(事前にお問い合わせください)。本会議・決算特別委員会の様子は区議会ホームページ(<http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index08.html>)でご覧いただけます。日程は変更することがあります。詳しくは、お問い合わせください。
【問合せ】区議会事務局調査管理係(本庁舎5階) ☎(5273)3534・☎(3209)9995へ。

● **今回の定例会で審議する主な議案(予定)**
▶予算案…令和元年度新宿区一般会計補正予算(第4号)、▶決算認定…平成30年度新宿区一般会計歳入歳出決算、▶条例案…新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、新宿区保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例
【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505・☎(3209)9947へ。



9月17日～11月24日

新宿通りモール化に向けた社会実験を実施

SHINJUKU STREET SEATSやイベントで新宿通りを賑わいあふれる歩行者空間に

区では、地元商店会等と連携して「SHINJUKU STREET SEATS」(写真)を活用した、歩きやすい歩行者空間と人々が憩う場を提供します。10月12日(土)には、地元商店会主催のイベント「SHINJUKU EAST FESTIVAL2019」

を開催し、賑わいを創出します。
【実施場所】新宿駅東口地区(新宿三丁目、新宿通り)
【問合せ】新宿駅周辺基盤整備担当課(本庁舎7階) ☎(5273)4164へ。

10月～11月 全国家計構造調査にご協力を

● **対象は戸山1丁目・若松町の一部**
家計での消費・所得・資産などの実態を明らかにすることを目的とし、全国から無作為に選定した約9万世帯を対象に実施します。調査の結果は、社会保障や福祉政策の検討など、国民生活に身近なさまざまな政策などに役立てられます。

調査員証を携行した調査員がお伺いして調査票を配布します。ご理解・ご協力をお願いします。調査票に記入していただいた内容は、統計法に基づき秘密は守られます。正確なご記入をお願いします。
【問合せ】地域コミュニティ課統計係(本庁舎1階) ☎(5273)4096へ。